製鐵所事務所汚職事件公判

相當の賄賂を收めた事實を認めて居る

被告人は何れも收賄の點を否認して居るが

其の外に收賄の點を認めて居る

多數の證人を取調べた結果

被告人の收賄の點は

證人の供述と

被告人の供述とが

一致して居る

檢事は

被告人を

收賄罪として

懲役何年に處すべきものと

論告した

次に

辯護人が

辯論した

辯護人は

被告人が

收賄の點を

否認して居る

點に

付いては

證人の

供述は

信用する

ことが

出來ない

と云ふ

趣意の

辯論を

した

次に

被告人が

最後の

陳述を

した

被告人は

收賄の

點に

付いて

檢事や

辯護人と

同じ

趣意の

陳述を

した

裁判長は

辯論を

終結して

判決を

言渡す

爲めに

次回の

公判を

開く

日を

定めた

次回は

何月何日

何時に

開廷する

と云ふ

ことを

告げた

次回は

判決の

言渡しを

する

筈である